

土地有効利用による都市再生への取組み

平成12年1月25日

都市基盤整備公団

特命審議役 岡本圭司

土地有効利用事業とその実施状況について

(ねらい)

土地流動化の促進と土地有効利用に資する官民共同の再開発・街づくりの推進（H10.4.24 総合経済対策）

(背景)

- ・ 土地・債権流動化トータルプラン（H10.4）
 - ① 不良債権に起因する金融システム不安の解消
 - ② 地価下落が続く中での土地有効利用による資産デフレの解消
- ・ 土地政策の目標の転換
- 一（H8.11 土地政策審議会答申、H9.2 新総合土地対策要綱）
 - 「地価抑制から土地の有効利用へ」
- ・ 都市化のピークアウトなど都市をめぐる潮流の変化
- 一（H9.3 建築審議会答申、H10.7 都市計画中央審議会基本政策部会報告）
 - 「都市の外延的拡大への対応から内部市街地の空間の質向上へ」

(ポイント)

- ・ 低未利用地を取得し、事業のコーディネート、追加取得や共同化等による土地を整形・集約化、基盤整備（直接施行、立替施行）等により、効率的な民間建築投資を行うことができる条件を整えた上で、民間等に売却（c f. 民都機構の土地取得業務）
- ・ 専任の土地有効利用事業本部を設置し、地域別コーディネート体制による機動的な事業展開、同本部には民間や地方公共団体からの人材を受入れ、執行面でも官民共同のチームワーク
- ・ 収益還元による地価形成を誘導、公団経営としてもリスク管理を徹底

(予算措置の状況)

平成10年度補正予算

土地取得費 3,000 億円（出資金 2,000 億円、財投融資資金 1,000 億円）
事業推進経費 120 億円（国庫補助 90 億円）

平成11年度予算

土地取得費 300 億円（出資金 200 億円、財政投融資資金 100 億円）
事業推進経費 100 億円（国庫補助 75 億円）
取得用地の造成費 10.5 億円

平成12年度予算案

土地取得費 250 億円（出資金 150 億円、財政投融資資金 100 億円）
※ 大規模工場跡地等の土地取得（投入率 50%→75% に拡充）
取得用地の造成費 23 億円
共同化建築物等整備費 19 億円（平12新設）
事業推進経費 100 億円（国庫補助 75 億円）

(事業の対象区域)

四大都市圏や政令指定都市の既成市街地
～原則として、S 45 DID 内及びこれらに隣接する臨海部

(対象とする土地)

- ① 都心部の細分化土地等で単独で利用することが著しく非効率なもの（いわゆる虫食い状の地上げ地など）
 - ② 開発に際して法的な条件の変更（容積率等）及び土地の形状等の変更を伴うことにより、周辺の土地利用も含め現状のまま利用する場合と比べ格段に有効・高度利用が図られるもの（いわゆる工場跡地等のリストラ用地など）
- で民間単独では事業化が困難なものを対象

- ① 周辺地域は全体の土地利用の活性化に寄与するものなど事業効果の高いものを優先（ex. 細分化土地は、おおむね東京山手線、大阪環状線の内側あるいは地方公共団体の街づくり構想のある地域など）
- ② 敷地規模要件は、なし（ただし、細分化土地は、実態上、500 m²以上の一體整備による有効利用が可能な区域で、複数土地を合わせて 200 m²以上のものを想定）
- ③ 権利関係が整理されている更地を原則

(土地取得価格の考え方)

収益還元的な価格をベースに有識者及び不動産に関する専門家により構成される「土地評定等審査会」における価格等の客観的妥当性の審査を求めて公正に決定

具体的には、「土地有効利用事業により完成する土地の売却見込価格を不動産鑑定評価における収益還元法に基づく収益価格または開発法に基づく試算価格により求め、これから土地有効利用事業の実施に伴う事業化費用*及び事業化リスク額**を控除して求めた素地の価格」が取得価格の標準

* 事業化費用＝土地有効利用事業に必要と見込まれる整備費、金利・事務費、公租公課
その他の経費

** 事業化リスク額＝隣接地等との一体化のための危険負担及び完成土地の売却までに要する期間に係る危険負担

c f. 國土府・不動産鑑定協会の「不良債権担保不動産の適正評価手続きにおける不動産の鑑定評価に際して特に留意すべき事項」(H10.9)との関係

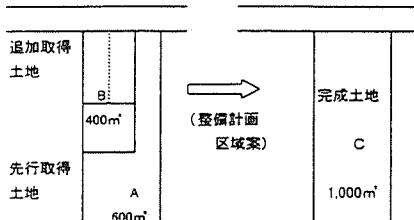
(事業の進捗状況)

(平成 11 年 12 月末現在)

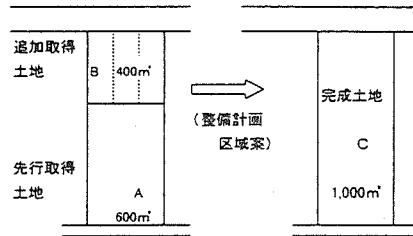
土地取得価格算定プロセス概念図

一体利用を目的として細分化土地を先行取得する場合

[モデル図①]



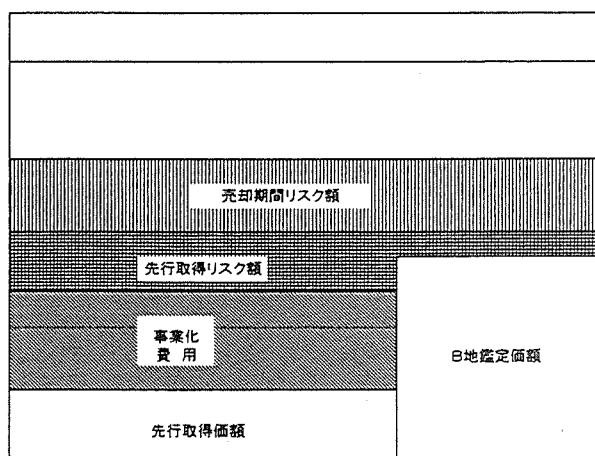
[モデル図②]



C地
比準価格
C地
鑑定価格

C地
収益価格

A地
鑑定価格



600m²
先行取得地(A)

400m²
追加取得土地(B)

	地区数(件数)	面積(ha)	用地費	うち RCC 等関連
(1) 土地情報収受付	5,336 件	2,425	約 7 兆円相当	1,998 件 約 6,700 億円
(2) 交渉対象地区	218 地区	57.5	約 3,890 億円	72 地区 約 640 億円
(3) 上記の内契約実績	89 地区(125 件)	35.6	約 1,902 億円	21 地区 約 205 億円

(取得価格について)

	件数	契約価格(千円/m ²)		対比準価格(%)		
		平均	最高～最低	平均	最高～最低	
首都圏	都心7区	57	1,458	3,720～183	77.2	97.2～58.8
	その他	25	547	1,457～124	76.4	89.6～51.5
	小計	82	1,180	3,720～124	77.0	97.2～51.5
中部圏	7	1,223	3,197～244	83.6	98.3～71.2	
近畿圏	16	1,095	3,669～239	67.6	77.8～47.7	
九州圏	16	628	1,392～92	70.9	78.2～56.9	
計	121	1,098	3,720～92	75.2	98.3～47.7	

(注1) 平均契約価格は、契約単価を相加平均したもの。

(注2) 比準価格とは、近傍類地の取引価格から、立地、環境、接道、規模、地形など価格に影響する要因を比較考量して求めた価格をいう。

(注3) 借地権の取得は含まない。

(整備の類型)

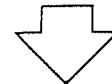
① 敷地整序型：追加取得や共同化、土地交換、敷地整序型土地区画整理事業等を組み合わせて、敷地を整序する。

② 街区再編型：取得した土地の周辺地域において、組合施行による街区高度利用区画整理事業や市街地再開発事業をコーディネートする。

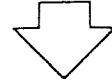
③ 大規模土地利用転換型：公共施設の整備と併せ、再開発地区計画等の容積率特例制度や住宅市街地整備総合支援事業等を活用した面的整備による複合的市街地の形成を図る。

土地有効利用事業の流れ

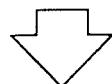
土地情報の受付



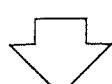
適地の選定
価格の算定



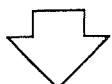
取得計画策定



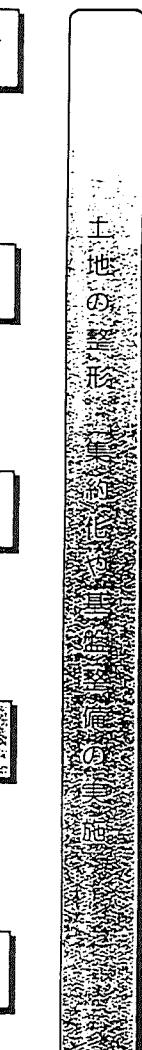
土地取得交渉



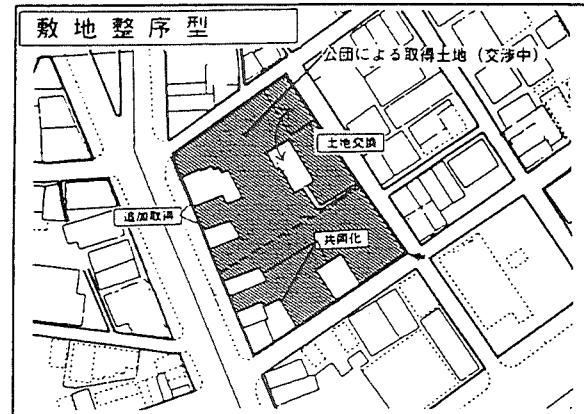
土地売買契約



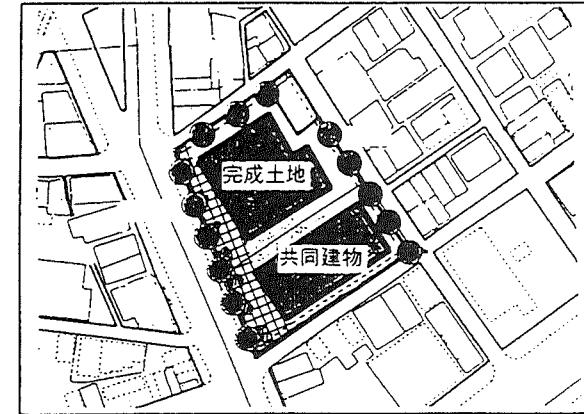
整備計画策定



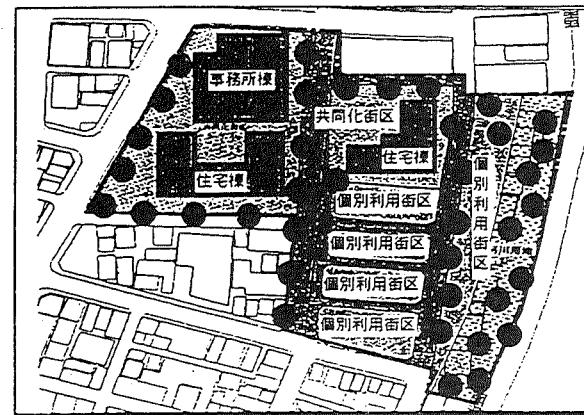
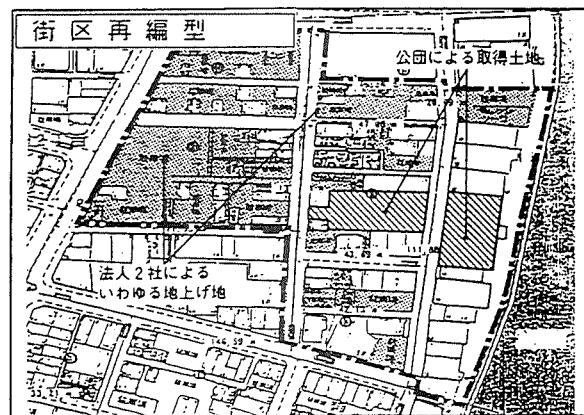
(現況)



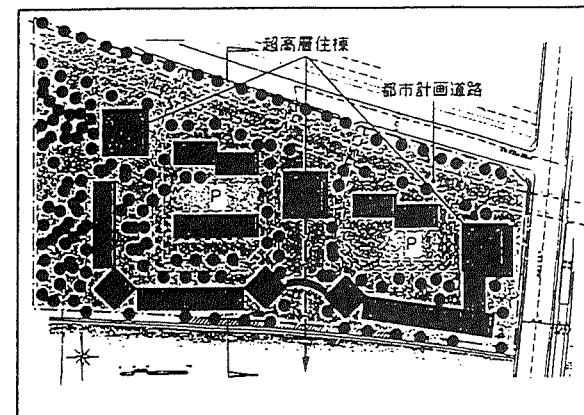
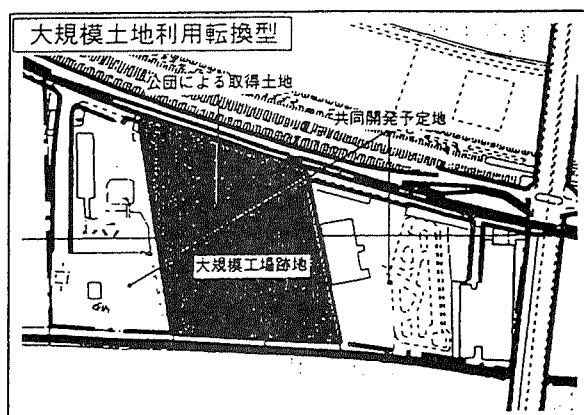
(整備後)



原則の
適用



原則の
適用



原則の
適用

(関連する支援制度等)

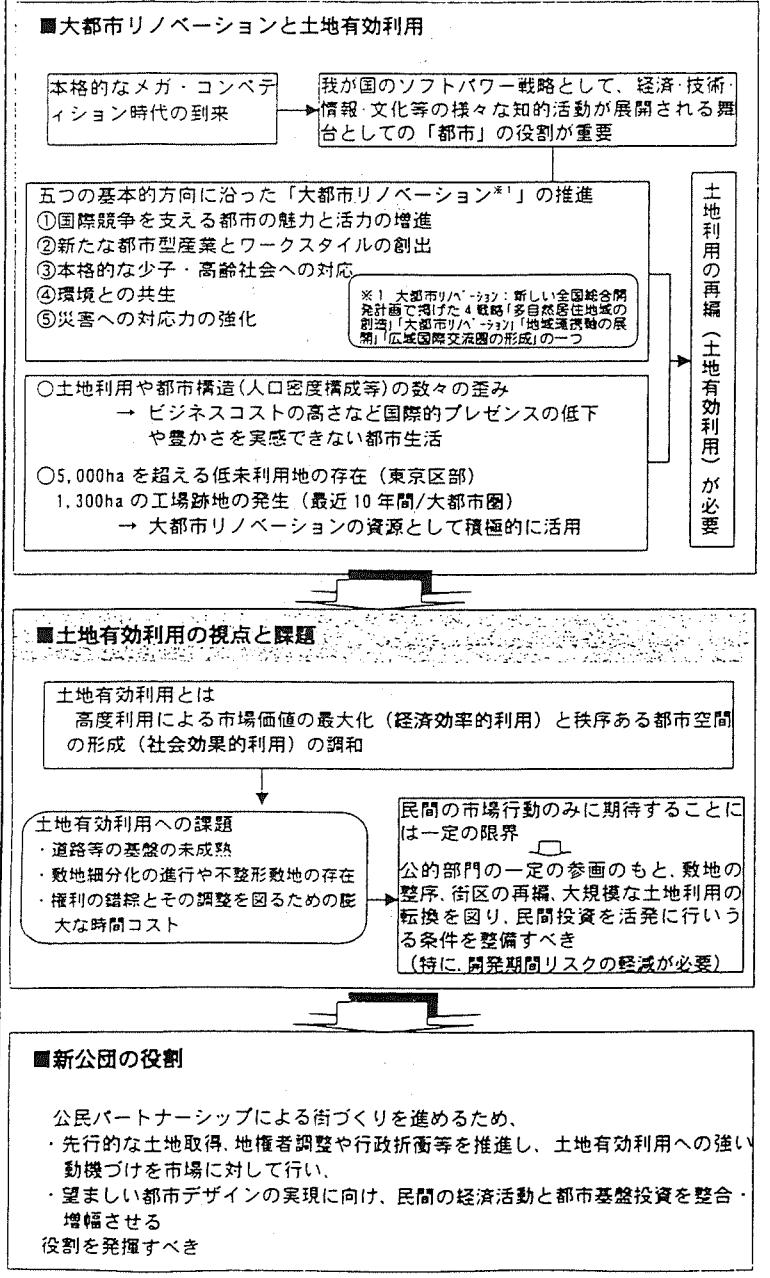
- ① 「敷地及び建築物の整備に関する計画」の建設大臣認定制度（平11補正新設）
- ② 政策投資銀行融資制度（平12拡充）
- ③ 組合再開発促進基金の拡充（平11補正拡充）

(公団基本問題懇談会からの提言)

- ・平成11年2月23日、公団基本問題懇談会土地利用部会（座長：小林重敬横浜国立大教授）を設置
- ・以降、計6回の審議を経て、「土地有効利用による街づくりのあり方について」提言（平成11年9月28日）

土地有効利用による街づくりのあり方について（提言のポイント）

土地有効利用と新公団の役割



公民パートナーシップによる土地有効利用の推進方策

■重点的・戦略的な地域の設定

地方公共団体の街づくり計画と民間の投資可能性を分析し設定

ジャンプアップゾーン

広域的交通ネットワークの形成、産業構造の転換に伴う大規模な低未利用地の発生等により大きな発展可能性を有しているが、その価値が顕在化されていない地域を飛躍的に向上させ、都市構造再編への効果を最大限に引き出す広域的な拠点性の高いゾーン

レベルアップゾーン

敷地条件、道路水準等の土地有効利用の輪郭を開拓し、大都市における適切な空間密度の実現を図りつつ、都心居住の促進や良好な市街地景観の形成等により都市全体の水準を高めるゾーン

ボトムアップゾーン

安全や住環境などについて市街地が備えるべき基礎的水準の実現を図るために、地方公共団体、地域住民との協働による段階的な街づくりを展開するゾーン

■提案型まちづくりシステムの構築

民間の創意工夫を生かした提案型の街づくりの推進

*2 開発オプション権：一定期間後に公団から土地を購入することを予約し、それまでの間、詳細な市場調査や商品企画をもとに、公団に開発計画を提出できる権利

- ・都市計画の決定・変更について、新公団、民間事業者、地域住民など多様な主体が地方公共団体へ要請できる仕組みの導入
- ・開発オプション権*2を入札により民間に付与し、新公団のプロジェクトに民間の提案を反映しやすい仕組みを導入

- ・地域住民の街づくり協議会や再開発準備組合段階での活動に対し、新公団は技術やノウハウを提供

■公民パートナーシップを支える手法の充実

公民パートナーシップのための多様な事業手法の展開

- ・定期借地権を活用した等価交換方式
- ・隣接地との間で土地の交換と併せて容積の移転を行う方式
- 敷地整序の推進
- ・地区内での容積率を再配分することにより減歩率を調整する方式
- ・土地区画整理事業と市街地再開発事業の合併実施方式
- 街区再編の推進

- ・工場跡地等の低未利用地とその周辺の密集市街地との一體的整備（内陸部）
- ・工場跡地等における所有企業と共同した不動産特定共同事業の展開（臨海部）
- 大規模な土地利用転換の推進

■関連公共施設整備に係る新たな資金調達システムの構築

固定資産税の税增收効果に着目した資金調達システムの構築

再開発プロジェクトによる固定資産税の税增收効果に着目した債券を地方公共団体が発行し、これを国の都市開発資金特別会計が引き受けた公共施設整備資金にあてるTIF*3の資金調達手法の導入

*3 TIF: Tax-Increment-Financing の略で、米国の大規模遊休地開発において導入された仕組み。米国の多くの主要都市において実施されている。

■期間を限り集中的に展開する戦略的リーディングプロジェクトの提案

国際的に投資機会を求めている膨大な民間資金の都市投資への活用

→ 「時間概念」の明確化

期間を限り、集中的に都市投資を行う 21世紀の戦略的リーディングプロジェクトの本

民間の主導により、都市居住、防災、環境・リサイクル、情報・通信、流通・物流、健

康・医療・スポーツ、映像・芸術など広範な領域を含むプロジェクトを展開

cf: 海外にみる国家戦略プロジェクト
 ・IBA方式（ドイツ）
 ・グランゼ方式（フランス）
 ・イターランズ方式（イギリス）

米国のライトダウン方式と公民パートナーシップ（PPP）について

- (1) ライトダウン方式（Write Down）とは、米国の公民パートナーシップ（Public & Private Partnership:PPP）における公共サイドのインセンティブとして用いられた民間への土地譲渡の仕組みである。
- (2) アメリカ 1949 年住宅法では、スラムなどの衰退地区を対象として地方政府が土地を収用して、所定の基盤整備などを行った上で、民間企業に払い下げるシステムをとった。この際に、取得・整備に要する原価より低い価格で払い下げる場合に、これを、Write down と言い、この差額については、連邦政府が 3 分の 2 を、残りを市と州が負担していた。
- (アメリカの都市衰退地区においては、立ち退き、除却、地下埋設物の除去、基盤整備等を行った原価は、回収できない。したがって、土地を民間に払い下げるというシステムをとる以上、ライトダウンとなることは必然。)
- (3) 70 年代になると連邦政府の補助制度が廃止されたことや、また、大規模な開発により高級住宅、オフィスなどが整備された後、土地の評価が高騰するケースもあり、ライトダウン方式は下火になっていた。
- ところが、各地で市民投票により地方税率が引き下げられ、地方公共団体の税収が激減する事態が生じた。また、都市の中心部が衰退して、固定資産税依存が高いアメリカの市町村では、深刻な事態となった。そこで、連邦政府は、新たな包括補助金方式を探し、（ペリオド）に対する補助にも充当できるようになった。そのため、地方公共団体が都心衰退地区などで経済開発を成功させるためには、民間ディベロッパーとの事前折衝が不可欠となり、それが「公民パートナーシップ（PPP）」と呼ばれる交換型の都市再開発と呼ばれるようになつた。
- (4) 70 年代後半から 80 年代にかけて、スラムクリアランスではなく、大都市中心部の貨物ヤード、港湾区域、埋立地などの遊休地を地方政府が買収等を行い、経済効果や新規産業の定着などの雇用・所得効果への期待、及び一定の都市・住宅政策や地域整備構想等の政策的条件等を示した上で、事業コンペ方式により民間事業者からプロジェクトの提案を受け土地の払い下げ等を行うようになってきた。これが新ライトダウン方式である。なお、政策的に、土地の払い下げだけでなく、リース方式も採用されるケースも多い。
- この背景にある考え方が、都市開発プロジェクトによる税収増大効果であり、短期的に財政支出しても、その後の固定資産税・消費税・所得税などの税収増によって回収できるとするものであり、この方式はタックス・インクリメント・ファイナンシング（TIF）と呼ばれる。
- (5) 公民パートナーシップ（PPP）における政策目的の実現に対する民間へのインセンティブは、土地のライトダウンだけではなく、賃貸、融資、減税等の財政的支援のほか、ゾーニングの変更等ソフト対策を含め、多岐にわたっている。
- また、地方公共団体の交渉権限を一定の幅の中に制約するため、地方議会で議決されたマスタープランやガイドラインが必要との議論が高まり、ガイドラインが設定される例が増えている。

<PPP における公的機関の役割>

①総合基本計画を作成する役割

総合基本計画において、開発に係わる公的機関の目的と意義を明確に示し、開発の性格や質に関する条件や基準を設定し、これに沿い地区や街区の開発プロジェクトを民間ディベロッパーが提案する。

②必要な土地の集約・確保、都市計画等との調整等により民間ディベロッパーを支援する役割

ライトダウンや収用権等を適用し、民間だけでは難しい開発用地の集約、整備を行う。必要に応じ規制緩和を行い特別な土地利用等を可能とするなどにより、民間の事業企画を生かしている。

③開発計画の実施に対する社会の理解・支持を得る役割

当該計画を実行することが公共の利益になることを説明する役割を担う（PI：パブリックイメージメント）。社会の理解を得ることは投資家の信頼を得ることにもなる。

④開発実施スケジュールをモニターし、開発のベースを調整する役割

特に、大規模複合開発など用途により開発の時期と市場との適応や社会の要請等を調整する必要性から、開発の全期間にわたって公共部門がフルパートナーとして機能している。

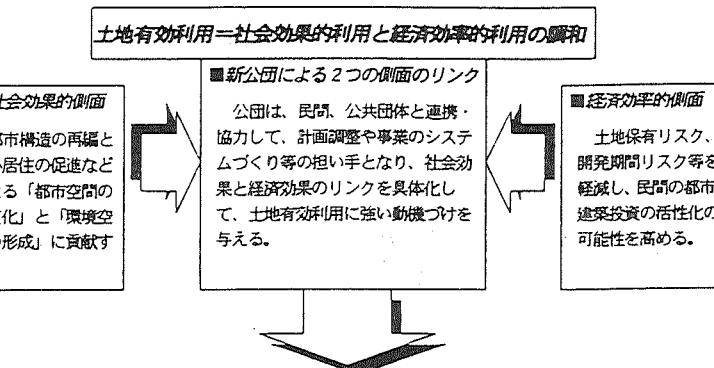
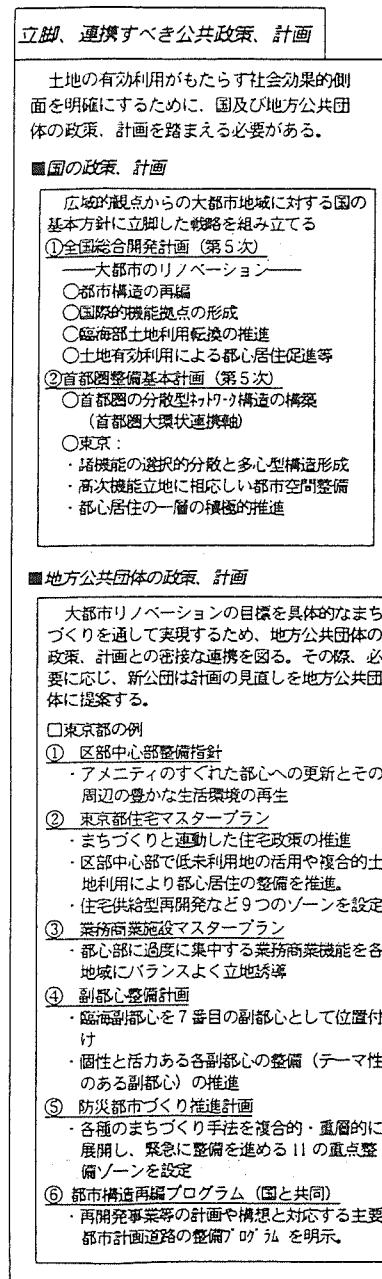
（参考）米国の公民パートナーシップ（PPP）における公共のインセンティブと民間の貢献のリスト

	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開通公共施設の整備 ・ 付帯駐車場の整備 ・ 施設の中の公共的スペースの整備 ・ 周辺地区的開発
公共のインセンティブ	ソフトな手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 密度ペーパス ・ 開発権の移転 ・ 空中権の設定 ・ 土地・建物の交換 ・ ザンギ条例や建築規制の特例許可 ・ 許認可手続きの迅速化 ・ 地元対策
	財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の集約と建物の除却 ・ 土地のライトダウン ・ 土地の賃貸 ・ 資本参加 ・ 融資 ・ 利子のライトダウン ・ 抵当証券の買い入れ ・ 減税 ・ エンタープライズゾーン
民間の貢献	アメニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修景 ・ 文化施設の建設 ・ アーバンデザインへの協力
	コミュニティの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ施設の建設 ・ 駐用・仕入の地元・マイノリティ優先 ・ 経済開発基金への寄付
	利益の配分 (profit sharing)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税増分の負担 ・ 賃料收入の一部公共還元 ・ 配当

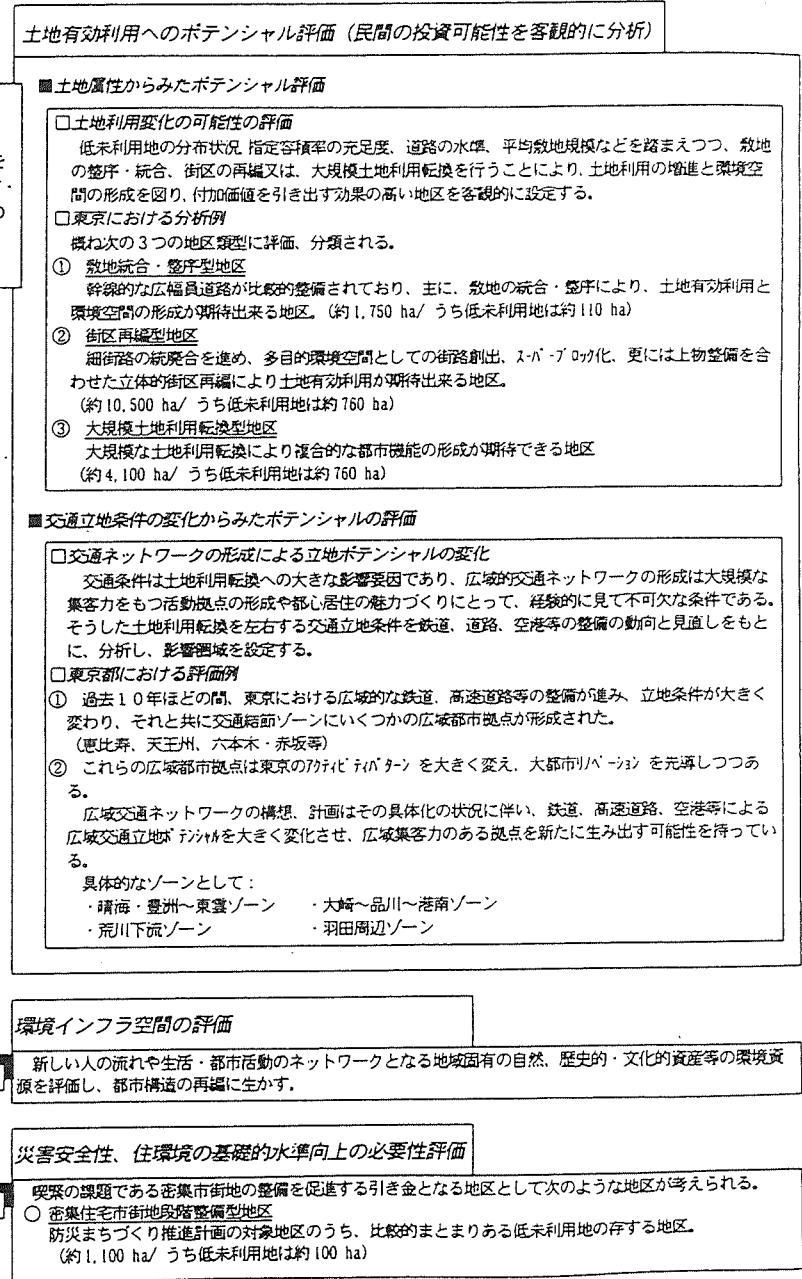
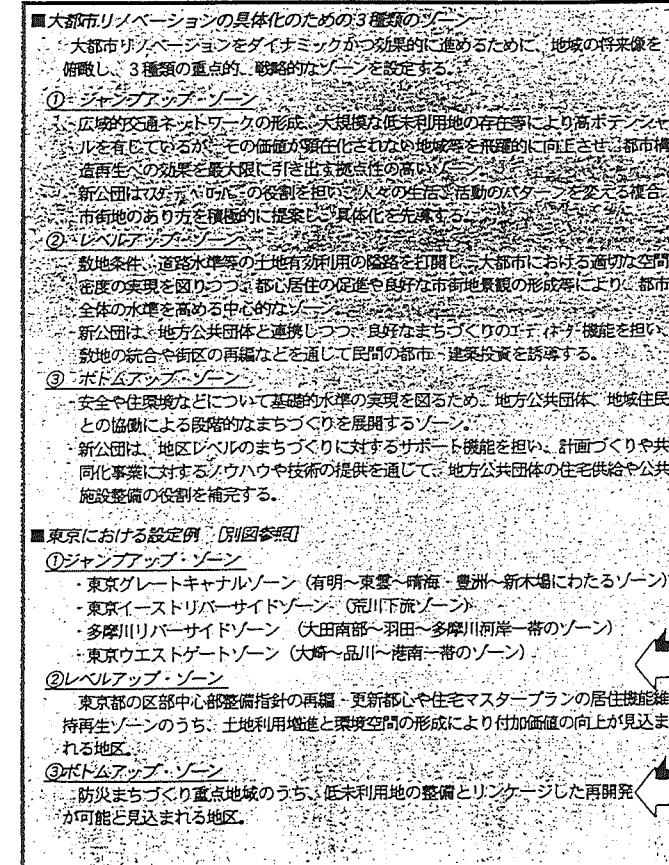
米国のPPP(公民パートナーシップ)におけるプロジェクト事例

プロジェクト名 開発範囲		開発規模・敷地面積	開発目標	ペイリテジ・ラシ・サ・ボニーデン 開発計画	ダイシング・アート 開発計画
概要及び特徴	開発規模・敷地面積 約 4.6 ha	約 4.5 ha	開発目標 ○ 都心衰退地区でのSC(ショッピングセンター)を主体の複合施設開発。(卓越したデザインで世界的に有名) 土地利用 ・小売リース 2.2ha (テバート4、専門店136) ・駐車場ビル 1.2ha ・共同スペース 1.0ha ・オフィス 0.2ha 合計 4.6ha <容積率 232 %>	開発目標 ○ 衰退した中心市街地の商業振興を目的としたSC(ショッピングセンター)主体の再開発。郊外型ショッピングモールを都心部に立地させ、成功した米国初の初めてのプロジェクト。 ○ 販賣商業床 54,000m ² ・キーテナント(テバート2店舗) ・店舗、レストラン 120 店舗 ○ 駐車場 2,000台(地下) 1,000台(隣接地)	開発目標 ○ 都心部の高層複合用途開発 用途別床面積 ・オフィス 11,300m ² ・店舗 4,900m ² ・住宅(87戸) 19,100m ² ・駐車場 6,500m ² 合計 42,300m ² <容積率 約1.000%>
背景・経緯等	背景・経緯等 ○ サンディエゴ市では戦後、郊外化が進行し、都心部が衰退。当該ホートンプラザ公園地区も若しく荒廃。 ○ 市民は当地区的安全確保を陳情。1972年、市議会はホートンプラザ再開発計画を決定。 ○ 1974年、市はコンベにより民デベ(ハーン社)を決定 ○ 1975年、市は都心部の再開発を推進する主体、都心部開発公社(CCDC)設立。 ○ 都心部開発公社が事業全体の推進・調整(土地取得、公共施設整備、公的資金調達等)を実施。連邦の補助によらず、地方自治体独自の新ライターダウン方式を適用。 ○ 1985年、完成。	背景・経緯等 ○ 1960年代後半、郊外SCにより、市中心市街地の商業が衰退。 ○ 市は、過去の連邦都市再開発事業によるクリアランス型ライターダウンの失敗(貰い手の民間が付かなかった)から、民間との共同事業を計画。 ○ 1974年、市再開発局(PRA)は、提案競技を実施し、民間(ハーン社)をパートナーに指名。 ○ 市(PRA)は、民間にSCの計画・経営ノウハウ、テナント誘致を期待。民間は、市に土地販賣、住民・企業の移転、公共施設整備等を期待。 ○ 交渉を通じて合意を積み重ね事業を推進。1980年完成。	背景・経緯等 ○ 歴史的公園(ボストン・コモン)に隣接するが、既に無い建物・空地が目立っていた地区を市が再開発を決定。(70年代初頭) ○ 最初のコンペによる計画が市民団体の反対により頓挫。市は市民団体とデザインガイドラインを作成。 ○ 1982年、2度目のコンペで民デベを決定。開発権を取得した後の2年間、民デベは9人中8人の土地所有者から合意を得たが、最後は市が收用権を行使し、土地を累積。 ○ 1988年完成。	背景・経緯等 ○ 1984年、市港湾局と都市計画局が当該地(旧名:ハンターズ・ポイント)の再開発計画構想を提案。 ○ 1989年、地元(ハンターズ・ポイントコミュニティ連合)が開発計画の内容に反対。 ○ 1990年初頭に市都市開発公社、港湾局等は再度マスター・プランを策定。同時に市は官民共同の経営開発協議会議を設立し、ニード・シナリオの説明、板の経営、技術援助等のプログラムを作成。 ○ 市・州・港湾局は共同で行政機能をもつ事業会社(Queens West Development Corporation)を設立して、詳細マスター・プランを策定し、当該プランに沿う民間事業者が個々の街区を開発予定。 ○ 公園は1998年に一部オープン。2000年春からStage Iの住宅の入居開始予定。今後、地区を4つのStageに分け段階的に開発。	
分類	具体的手法				
公共のインセンティブ	施設整備 ・関連公共施設の整備 ・附帯駐車場の整備	●モールの整備 ●周辺の道路整備等。			●道路、街区等の整備整備
	ソフトな手段 ・許認可手続きの迅速化		●駐車場の建設、維持管理。		●開発プロセス整備(市民団体協議、環境影響評価等)
財政支援等	・土地のライターダウン ・前開発段階の資金負担 ・土地の販賣 ・出資、JVの設立 ・土地の業約と既存建物の跡却 ・土地收用 ・償還融資、利子補給、減税等	● CCDCは売却価格を減額(\$480万→\$100万) ● 土地価格の40%減額。			● 土地の長期リース ● 公共による土地の先行取得。土壤汚染除去費用の負担 ● 建設資材に関する税の免除等
民間の貢献	アメニティ ・文化施設の建設等 ・デザインガイドラインへの協力 ・公園管理費の負担等	● デザインガイドラインへの協力 ● 市デザイン審査会が開放性を要求。	● PRAと市民の構成によるデザイン・コントロール委員会が審査。	● 市と市民団体が作成したデザイン・ガイドラインの遵守	● デザインガイドラインの遵守(水源地の適正歩道、敷地内公園整備、公共のアメニティ施設等の整備)
	コミュニティの支援 ・雇用、仕入の地元・マイナリティ優先	● 雇用確保			● 雇用確保(商業業務地区)
利益の配分	・Impact fee, linkage feeの徴収(開発利益の地域還元) ・固定資産税増分の負担(Tax Incremental financingなど) ・賃料收入の一部公共還元(profit sharing) ・賃料の基準化			● アフォーダブル住宅資金(linkage fee, \$100万)	
			● PRAは、TIB(固定資産税の増収を財源としたBonds)の発行により資金調達。		
			● 民間は、テバートを除く純賃貸収入の10%を市に50年間支払う。		

土地有効利用とまちづくりに向けた重点的、戦略的ゾーンの設定の考え方



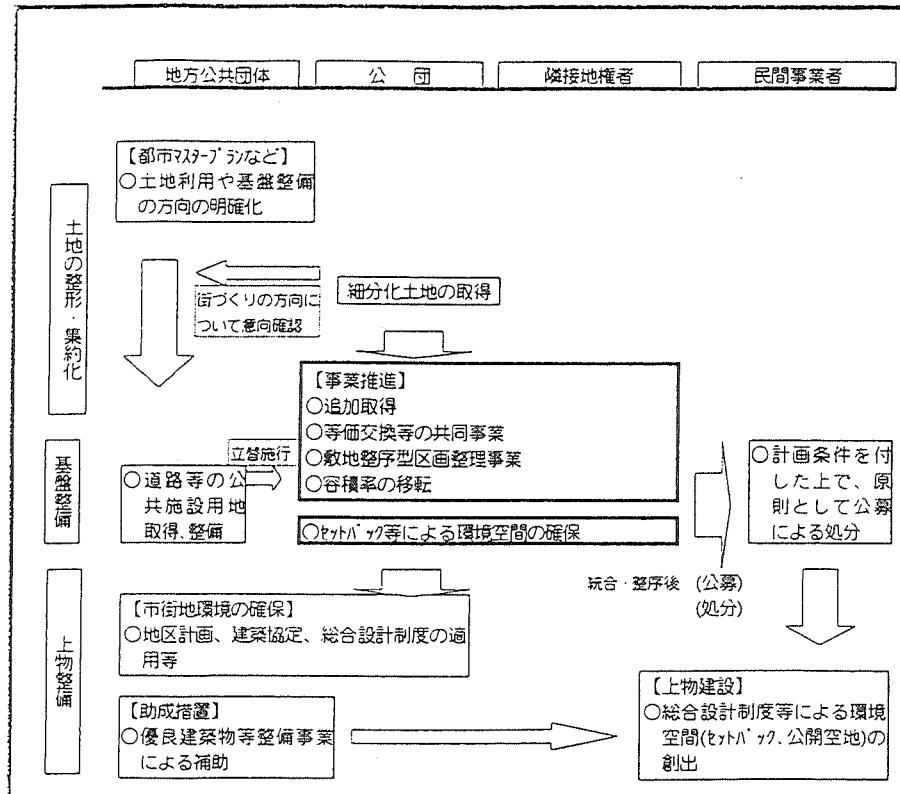
4. 土地有効利用とまちづくりに向けた重点的、戦略的ゾーンの設定



公民パートナーシップの形態と公団の役割について

(1) 敷地整序のケース（公団の役割：導管機能）

隣接地の追加取得、土地の交換分合、隣接地権者との共同事業（共同一体でビルトアップ）などを通じて敷地レベルの環境水準の向上を推進。必要に応じ、街路一体型の整備を推進。



実施事例

トリニティ芝浦地区(東京都港区)

●事業概要

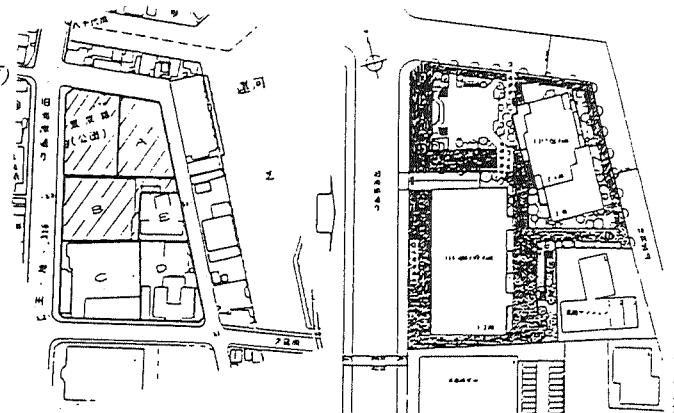
都有地を含む街区で民間倉庫等の開発の動きが出たため、区の地域整備構想に沿った街区の一体的開発を、区が公団に要請

公団は区の協力で都有地を取得、隣接土地所有者と開発について協議調整

↓
3者（公団、民間2社）と区が共同事業を行なうことで合意

公団は右のような共同事業の提案・誘導を行ない、事業を実現
(一団地の総合的設計制度を活用し、3敷地を一体的敷地として取り扱い)

- 所在地 東京都港区芝浦四丁目
- 都市計画寺 準工業地域、防火地域
- 敷地面積 9,026 m² (公団敷地 2,818 m²)
- 建物概要等
 - ・住宅棟 地上 24 階、地下 1 階 (1 ~ 2 階 区立施設、住宅 222 戸)
 - ・事務所棟 地上 13 階、地下 2 階
- 適用制度 現行市街地住宅総合設計制度 (容積: 基準 400% → 525%)
- 事業年度 昭和 60 ~ 63 年度



●共同事業の内容(1) 営業床持ち分と住宅床持ち分の交換

(住宅床交換対象外)

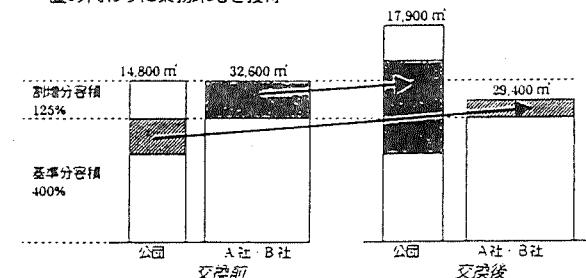
(住宅床 (交換対象))

(業務床 (交換対象外))

(業務床 (交換対象))

◇等価の公団業務床持分と A・B 社住宅床持分 (住宅市街地総合設計の容積割増し分) の交換

◇民間2社は、付蓋義務住宅の設置の代わりに業務床を得る



●共同事業の内容(2) 各々の土地上に相互賃借権設定

従前の土地所有形態
維持の合意

各々の土地上に相互賃借
権設定

公民パートナーシップを支える手法の充実

○隣接地等の追加取得によって敷地規模の拡大を図る方式（所有単位の拡大）だけでなく、土地の交換分合や共同化を図る方式（利用単位の拡大）の一層の充実

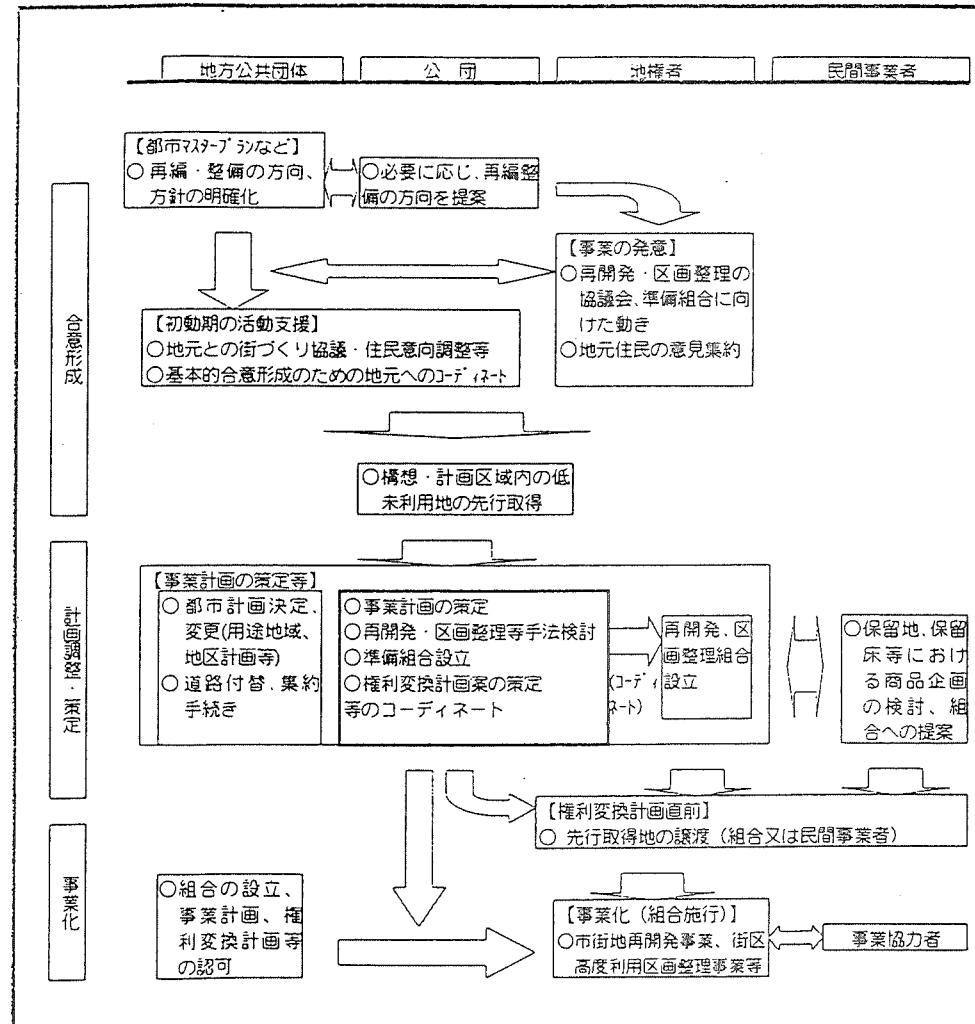
- ①隣接地等の從前建物復舊に対する助成の拡大
- ②交換土地から余剰容積を取得するため必要な費用への資金的措置の導入
- ③土地所有権の移動を伴わない定期借地権を活用した等価交換方式など新たな仕組みの検討

○敷地整序後の土地を民間事業者等に譲渡するに当たり、市街地環境の確保を条件化。

- ①敷地再分割の禁止や公開空地の確保などを一人建築協定として定めて処分する方式
- ②総合設計制度や優良建築物等整備事業の適用を地方公共団体と事前に調整し、良好な市街地環境の形成へのインセンティブを付与して処分する方式
- ③隣接地権者との共同事業による有効利用計画を公団が取りまとめ当該計画条件を協定化して処分する方式を導入。このほか、
- ④当該整序後の土地の周辺エリアに民間の再開発構想がある場合には、当該構想の実現可能性を吟味しつつ、これと連携する処分方式も検討
- 開発に住宅付置を義務づけている地方公共団体において、公団は複数の対象地区を総合的に計画し付置義務住宅の集約化
- 担保不動産に係る抵当権処理を円滑に行うため、公団が予め約した所定の価格で買い取ることを予約した上で整理回収機構の自己競落を促す仕組みや後順位抵当権者の承諾を停止条件とする土地充買予約など弹力的な契約方式を検討
- 短期賃貸借保護制度の運用により土地の流動化等が阻害されている状況があり、制度の改正が必要

(2) 街区再編のケース (公団の役割: コーディネーター機能)

先行取得地を活用しつつ、再開発・区画整理の組合事業等を地方公共団体と連携しつつコ-ティネートし、細街路の統廃合によるス-バ-ブロッ街区の形成、街区内の容積率の再配分により、上物整備と基盤整備を連携させ立体的に街区再編を推進。



典型的な地区事例 渋谷地区(東京都中央区)整備イメージ(検討中)

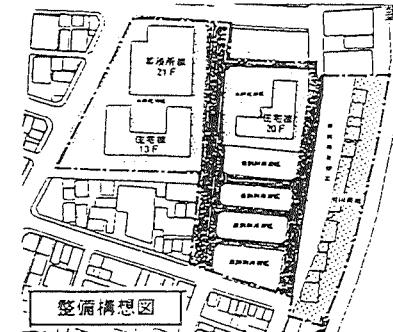
●現況

- 住工混在の木造低層住宅・小規模の事務所併用住宅が混在し敷地も小規模。一部沿道に高層、高層アーチ型立地。
- バブル期の地上げにより、虫食い状の空洞化が著しい代表的な地区。

●土地利用・整備の方針

- 公団は現況図における斜線部分の土地を取得し、中央区と連携しつつ、周辺地権者をコーディネーターすることにより、街区高度利用区画整理事業(組合事業)を誘導。大規模土地所有者と小規模土地所有者をそれぞれ集約換地し、有効利用を図る。

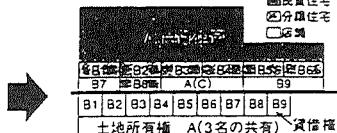
従前土地利用	従後土地利用
公共用地	約 4,300 m ²
宅地	約 12,100 m ²
計	約 17,200 m ²



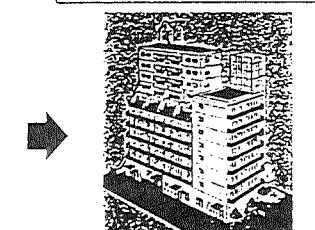
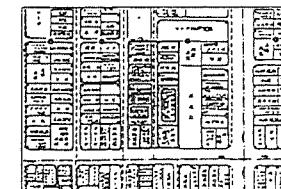
類似事例 脇塚町4丁目(神戸市)地区(震災復興事業)

●事業概要

- 個別再建が難しい長屋密集地での複数被災権利者による共同再建事業を、公共団体及び権利者が公団に要請



- 公団は、ノウハウ・機動力を生かし、街区の市街地環境の再編整備(防災、道路、広場)を実施



- 権利者の多様なニーズに対応できる公団の賃貸制度や神戸市借上制度等を用い、権利者全員の継続居住を実現

●所在地……兵庫県長田区鷹取町西丁目
●都市計画寺……震災復興区域、地区計画
●敷地面積……1,062 m²
●建物面積……SRC造13階建、住宅49戸・店舗3店
●建設年度……平成8年度

●補助事業……庄内石南地結合区画事業(新庄田地区)
神戸市災害復興特定期及賃貸住宅供給
促進制度
神戸市民間住宅共同化支援制度

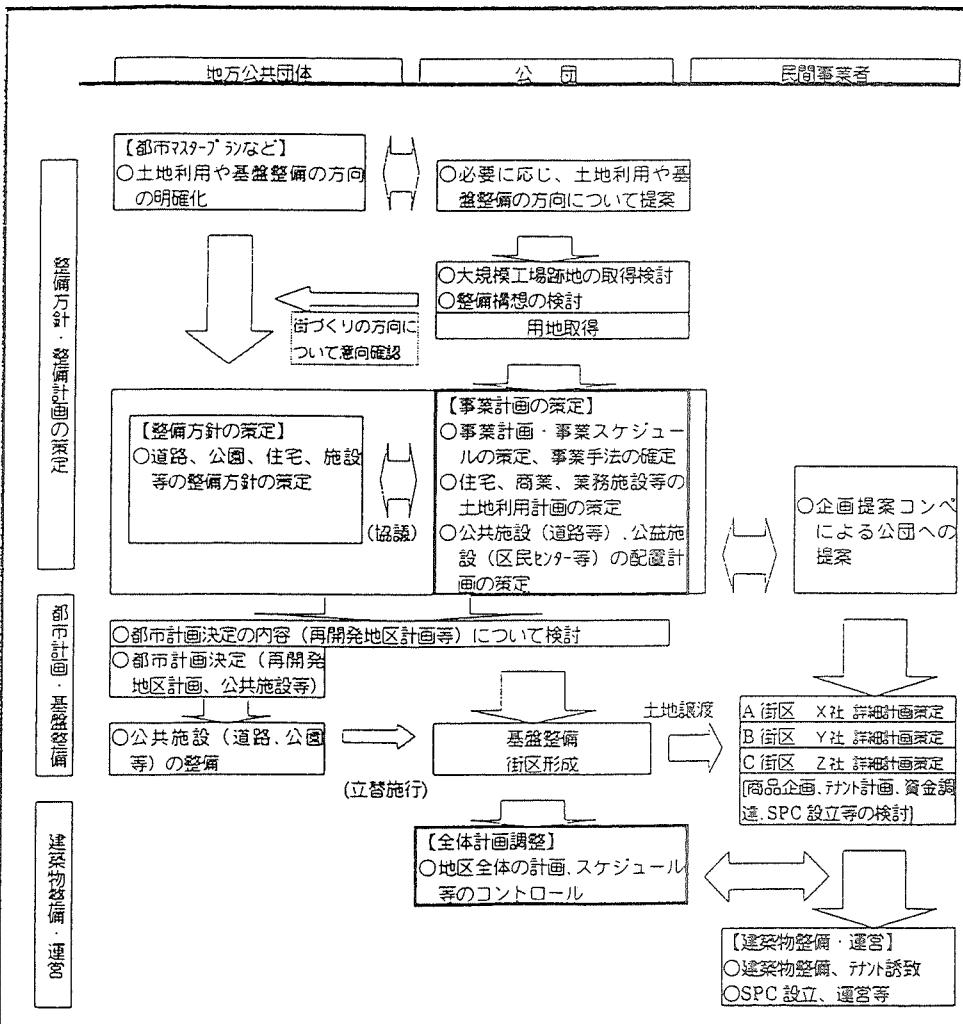
公民パートナーシップを支える手法の充実

- 地元の発意による組合施行の土地区画整理事業や市街地再開発事業が積極的に展開されるよう、民間では困難な土地の先行取得や事業のコーディネートを積極的に進める。その際の手法として、

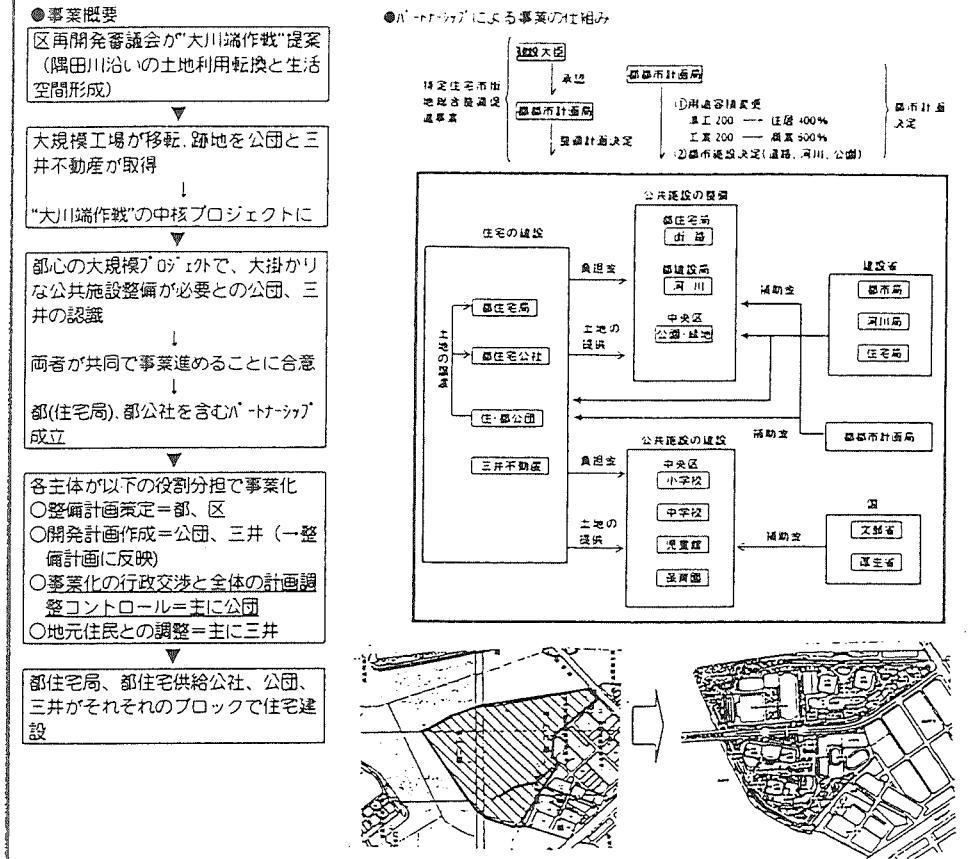
- ①地権者の将来の土地利用の意向等を反映した形で、個別利用街区とスーパー街区との間で地区内の容積を再配分し減歩率の緩和や権利交換比率の拡大に連携させる方式の展開
- ②建物床への権利交換のみならず土地への権利交換を一部組み入れ弹性的に再開発を推進する方式の展開
- ③土地区画整理事業と市街地再開発事業の合併実行方式の展開
- ④また、地権者のみでは準備組合や組合の事業資金の確保が困難な場合もあることから、事業資金確保のための公的な債務保証制度の拡充
- 從前居住者の居住の安定の観点から、借上げ公共住宅等地方公共団体の支援策と連動させた公団賃貸住宅の的確な供給
- また、新公団によるこうした試みの定着化を図りつつ、借家法の正当事由要件の適用除外の一斉化を図に働きかけ

(3) 大規模土地利用転換のケース (公団の役割: マスター・ディベロッパー機能)

基本的な開発計画・整備計画は、公共サード主導で策定し、基盤整備を実施。上物への民間投資を誘発し、かつ民間の創意工夫を取り入れるため、早い段階から民間の事業参画による提案型街づくりを推進。



類似事例 大川端リバーシティ 21 地区



公民パートナーシップを支える手法の充実

- 必要な都市計画の決定・変更について、新公団、民間事業者、地域住民、NPOなど多様な主体に地方公共団体への要請権を付与
- 再開発地区計画など基盤整備と併せ用途や容積率の弾力化を図る都市計画については、費用対効果をもとに投資判断を的確に行えるよう、容積ボーナスの付与などの適用基準について、客觀性と事前明示性の確保に向けた制度の見直し
- 民間の創意工夫を活かした街づくりを進めため、一定期間後に公団から土地を購入することを予約し、その間、詳細な市場調査や商品企画をもとに、公団に開発計画を提案できる権利（開発オプション権）を入れにより民間に付与し、民間の提案を反映させながら、基盤整備をはじめとする整備計画づくりを公団が行い、都市計画上の条件を確定させた上で、民間に土地を譲渡する仕組みの導入
- 必要に応じ周辺住民の提案を受け止めるリザーブ空間の確保
- 積港部の工場など大規模土地利用転換地域は、その裏積エリアが数千ヘクタールと極めて広大で、従来型の単純な土地取得方式では膨大な資金を要する。新公団がリストラ企業と共同して不動産特定共同事業を立ち上げ、新公団が業務執行組合員として基盤整備をリードするとともに、建築投資などを行う民間主導のSPC（特定目的会社）の設立につなげていくブリッジ機能を果たしうる、具体的な事業スキーム構築
- 積港地区の指定解除の迅速化、航空管制規制による建築物の高さ制限の合理化
- 大規模な設備廃棄に伴う融資益課税についての収用並みの圧縮記帳の適用

開発オプション権の導入による公民パートナーシップの推進について

(1) 趣旨

土地有効利用事業においては、民間事業者等による上物整備との連携が重要であり、民間投資の誘導がキーポイントとなる。この場合、民間事業者の優良な開発提案を誘導し、最適な計画をもって、地方公共団体等との調整を行っていく仕組みが必要である。

このため、公団が取得・整備した土地について、民間の優良な提案を実現する環境整備を行い、開発事業を推進していく仕組みのひとつとして開発オプション権方式を導入する。

(2) 開発オプション権方式について

公団が用地取得し、基盤整備等を行った街区等について、当該街区を直ちに民間事業者に競争入札等により譲渡するのではなく、「一定期間を限って土地の購入ができる権利（開発オプション権という）」を入札等で、民間事業者等に付与し、民間事業者は一定期間、より精緻なマーケティング、施設構想策定、テナントや投資家等との交渉等を経て計画策定を行う。その提案に基づき、公団は地方公共団体等と、民間からの優良な街づくり提案を実現するための規制緩和等の必要な調整・交渉を行い、全体調整・協議等が整った時点で、公団は民間事業者等と土地譲渡契約を締結し、土地代金の支払いを受ける。

（なお、アメリカでは不動産開発に伴う各種のリスクを軽減するために、土地所有者（地方公共団体等の公的機関を含む。）とディベロッパー間で結ばれることが多く、オプション価格は、極めて安い場合から、最終合意に近い価格まで様々なケースがある）

(3) 開発オプション権導入のメリット

①民間事業者等にとって公募参加に係る負担が軽減される

通常の事業コンペでは、土地買収費用の調達や短期間にかなりの精度の計画策定・開発準備を行う必要があるため、民間事業者等の負担が大きい。当方式は、適正なオプション価格とすることなどにより、民間が公募参加し易いシステムとなる。

②民間の創意工夫による提案と公団のマスターディベロッパー機能により新たな街づくりが可能となる

民間事業者は開発オプション権取得後（例えば1年間）、詳細検討を経て計画提案を行い、公団はマスターディベロッパーとして、民間事業者及び地方公共団体と連携しつつ、規制緩和・計画条件を調整・確定させ、提案型街づくりを推進する。規制緩和等の内容が確定した段階で、公団は民間事業者に用地を譲渡する。

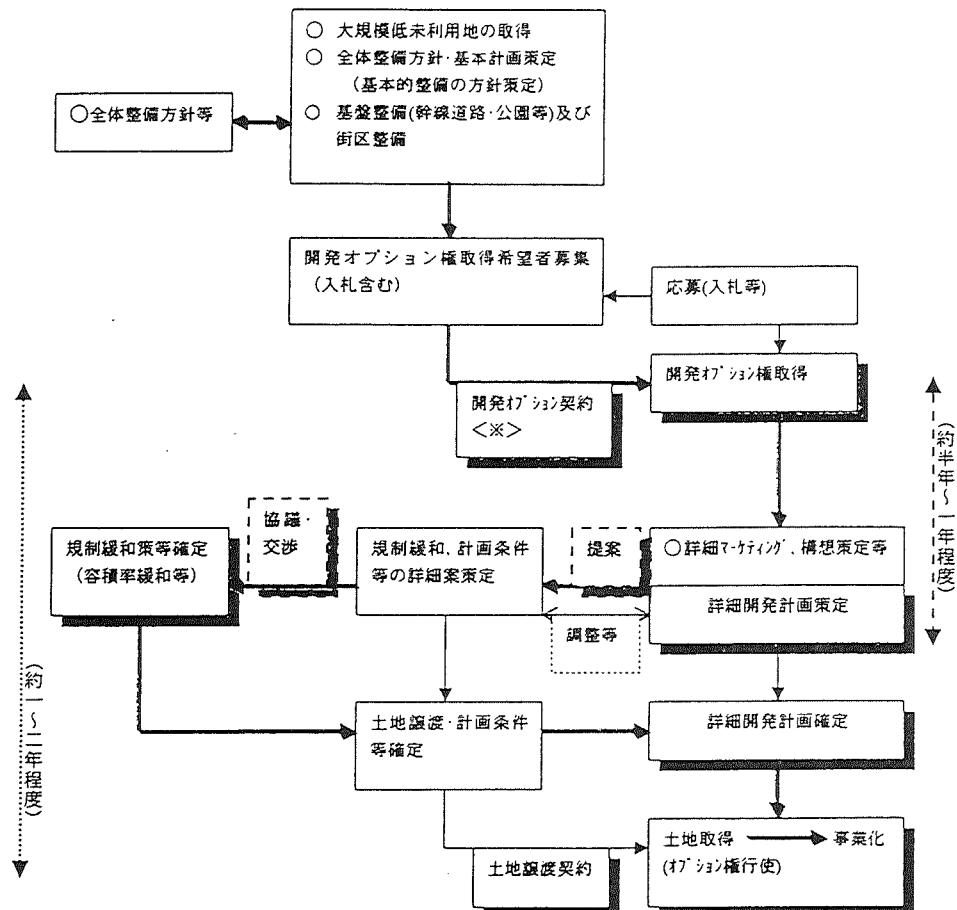
民間事業者は、その開発構想を実現できる条件等が整うまでは資金負担を回避でき、一方で、公団は具体的な購入予定者及び計画内容等を事前に知ることにより、最適な計画を選択でき、地方公共団体と交渉できるメリットがある。これにより、民間提案と都市計画等との調整が行われ、公民パートナーシップによる街づくりが推進される。

③民間提案による土地効用増を土地譲渡価格に適正に反映し、民間投資のインセンティブとすることが出来る

民間の優良提案とそれを受けた公団のコーディネートにより、例えば容積率200%から500%開発が認定された場合、その効用増をダイレクトに土地譲渡価格に反映させず、例えば、効用増分の一部を民間に与える価格設定（民間へは優良提案の評価、公団へはコーディネートへの評価）を行うことにより、より高次高規格な民間投資を誘引することが可能となる。

《開発オプション権適用のイメージ》

<地方公共団体> <公団> <民間事業者>



<※>「開発オプション契約」の基本的考え方

①法的位置づけ等

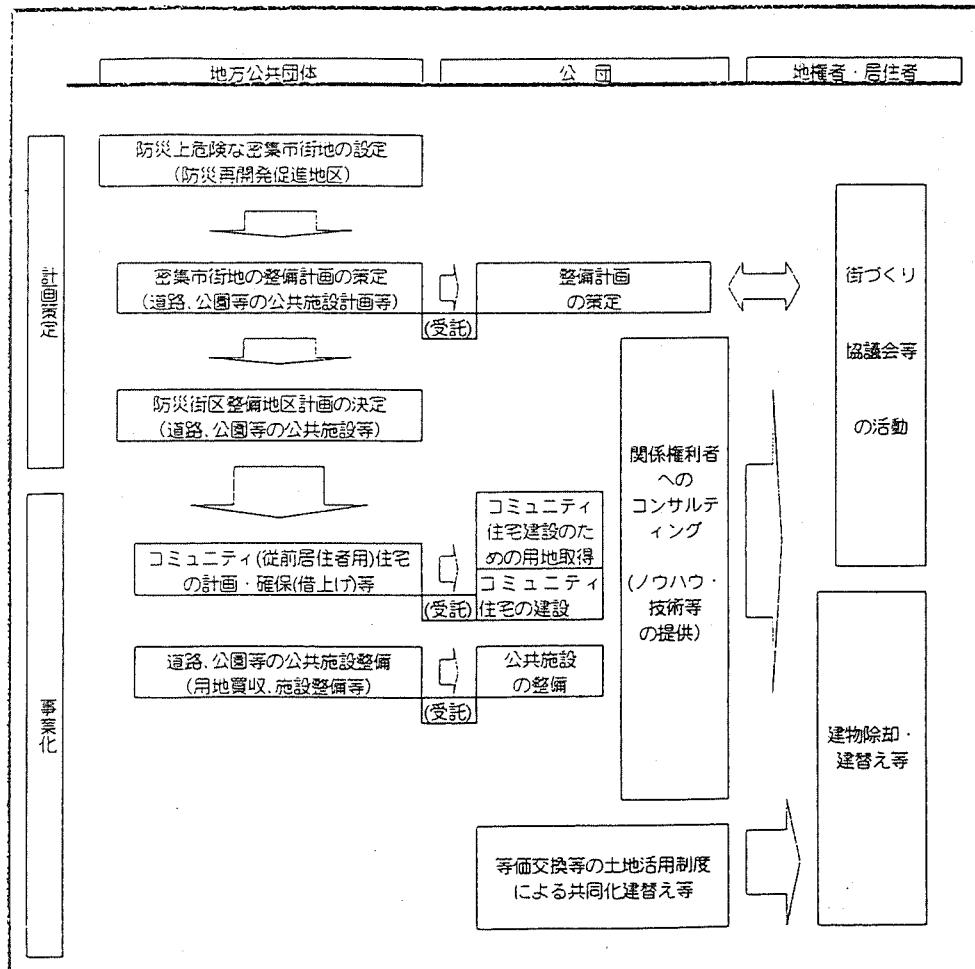
売買予約に基づく所有権移転請求権(仮登記可能)。
(期限付及び停止条件付契約が基本型と考えられる)

②オプション権価格の取扱い

土地売買契約が実行された場合は、土地売買価格に充当。土地売買契約が実行されなかった場合は、買い手はオプション価格を放棄。

(4) 密集住宅市街地段階整備のケース (公園の役割: ケポート機能)

段階的・修復的な整備に向けた地方公共団体の主体的な取組みを事業ノウハウや技術力を活用して支援することを基本。なお、投資採算の観点から土地利用を増進させる新たな条件整備が可能な地区については街区再編として事業を展開。



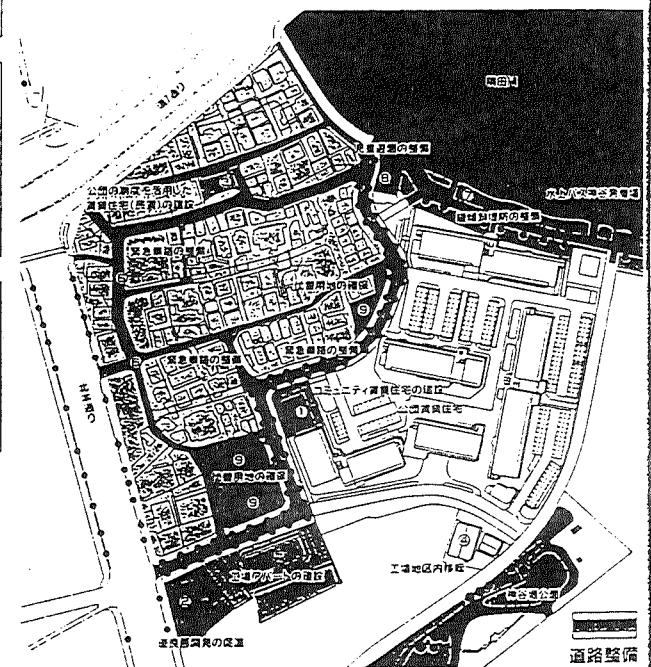
実施事例 神谷一丁目地区 (東京都北区)

●事業概要

工場跡地と密集住宅市街地のある地区で公団が大規模工場跡地取得
↓
公団は、住宅建設と併せ、公団用地の一部を種地として密集市街地の環境整備を推進

●土地利用の変化

	道路	公園	住宅系用地	工業系用地	その他用地
事業前	5.6%	0.6%	31.5%	61.1%	1.2%
事業後	17.4%	1.3%	75.5%	4.6%	1.2%



公団は住環境整備モデル事業(現・密集事業)等により事業を展開
コミュニティ賃貸住宅の建設/優良再開発の促進/公団の民賃住宅の建設/工場の地区内移転/工場アパートの建設/緊急車路の整備/緩傾斜堤防の整備/児童公園の整備/代替用地の確保

地区整備により、公団は以下に貢献
○密集市街地の環境改善
○住工混在の解消
○地区内外の波及的な建物更新・地区整備の計画誘導(隣接する豊島八丁目の再開発地区計画・特定住宅市街地総合整備事業等)

- 所在地 東京都北区神谷一丁目
- 事業区域面積 4.67ha
- 事業年度 昭和 61 年度～平成 12 年度予定

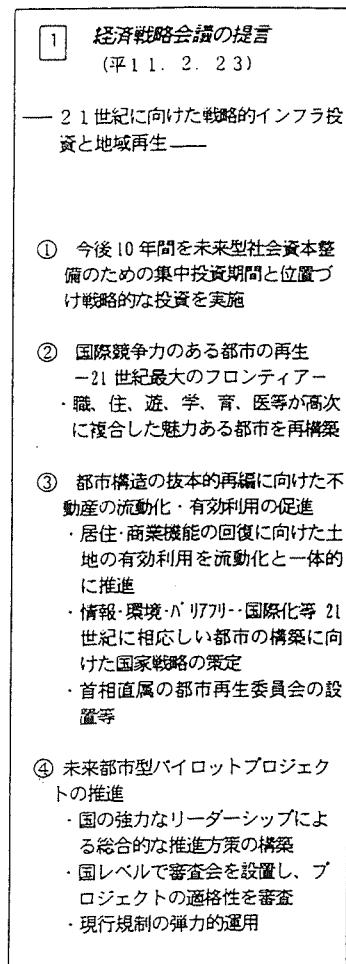
●適用制度 住環境整備モデル事業(現・密集住宅市街地整備促進事業)、優良再開発等

公民パートナーシップを支える手法の充実

○ 密集市街地の整備を相当規模にわたり面的に展開する上の陰路の一つは、地区内に種地となるべき空閑地がほとんど存在しないことにあるため、密集市街地とその周辺の低未利用地の整備を一体としてリンクさせ、木賃経営者の新たな事業機会が低未利用地の整備の中で確保できるよう権利の交換を行い、複数の木賃住宅をまとめて再開発する手だ。例えば、

- ①ツイン土地区画整理方式の活用、
- ②土地信託を活用し、低未利用地で整備する建物に設定する信託受益権と木賃住宅の所有権等の権利とを交換する方式の導入など

期間を限り集中的に都市開発を行うプロジェクト方式について



産業競争力会議
(平11.3.19設置)

2 戦略的リーディングプロジェクトの提唱

大都市リノベーションを国家戦略として展開し、その効果を早期に発現するため、期間を限り、集中的に都市投資を行う21世紀の戦略的リーディングプロジェクトを、民間と公共の創意工夫を結集しつつ、展開する。

- 関連事例
- グランプロジェ (フランス)
 - ① 狙い：欧洲統合後の都市間競争に対して、世界的文化都市のパリを再生、活性化して、欧洲の中心的位置を確保する。
 - ② コンセプト：歴史性、文化性に着目する未来に向けた都市環境のモデルづくり(若きフランスの象徴作り)
 - ③ 特色：パリ市内に9つの多様な建築的な再開発プロジェクトを革命200年記念祭と欧洲統合年を期限に実施。海外からの建築家の登用による質の高いデザイン。
 - ④ 体制：グランプロジェクトを設置し、国、市等の多くの公共事業を集約した。
 - ⑤ 効果：建築デザインや施設での文化活動を世界に情報発信し、新しい文化都市パリのイメージを高めるシンボルとなっている。
- IBA方式 (国際建築展方式) (ドイツ)
 - ① 狙い：一定の期限付きのプロジェクトとして、建築や街づくりをイベントとして実施し、その広報的効果をもとに、民間の投資や事業参加を促し、街の活性化を図る。
 - ② 特色：街づくり、建築のプロセスを見せることに主眼を置いている。世界の人材を登用。民間主導型のプロジェクトであり、事業やアイディアの提案を幅広く集めて、具体化する。公共はこのプロジェクトに対して、優先的に公私投資を行う。
 - ④ 体制：自治体の先導によりプロジェクト運営会社を設立し、プロジェクトの事業計画と運営を進める。
 - ⑤ 効果：IBAベルリンやルール工業地域のIBAエムシャーバーク等の実施例があり、世界にデザインや地域開発についての情報を発信している。特に、1987IBAは、ポストモダンの集成として都市デザインに大きな影響を与えた。現在は、ベルリン新都心で展開中(ベンツゾーン、ソニゾーンなど)。
- エンタープライズゾーン方式 (イギリス)
 - ① 狙い：経済の抜本的活性化に向けて民間投資を主体に未来志向型の都市開発を促進する政策として設立された制度で、あわせて制度化された都市開発公社が推進主体になり、ナショナルプロジェクトとして、民間の投資環境の整備を図る。
 - ② 内容：10年の限定期間で、指定地域を対象に、開発規制の緩和・計画許可の迅速化及び開発投資に対する減税措置を講ずる。都市開発公社は地域の都市計画、土地の取得、都市基盤施設の整備、民間計画許可事務等を一元的かつ効率的に行う。国際的な建築投資をいわゆる「ウインブルドン方式」により呼び込んでいる。
 - ③ 効果：全国で31地区が指定され、ロンドンのドッグランズが有名。現在はイングリッシュ・パートナーシップとして地域レベルの官民共同プロジェクトを多数展開中。

